

受けよう!!

特定健康診査 ≫ 特定保健指導

特定健康診査(以下「特定健診」)は、40歳から74歳までの方が年に1回ご自身の健康を確かめる方法です。組合員の方は勤務先で受ける健康診断が特定健診の代わりになります。**被扶養者のみなさん**には共済組合から「健診のお知らせ」と「受診券」を5月にお送りしています。

被扶養者のみなさんは、各市町村で行っている集団健診もしくは共済組合が契約を結んでいる実施機関(全国約3,000カ所)*で特定健診を受けられます。

※実施機関は共済組合HPをご確認ください。 [ホーム](#) ▶ [特健特保・助成・検診](#) ● [特定健康診査・保健指導](#)

特定健診・特定保健指導*にかかる費用は共済組合が負担しますので、自己負担はありません。 ※詳しくは左ページをご参照ください。

こんな方は**特定健診**を受けなくても大丈夫です

- 人間ドックを受検される方
 - パート先で健康診断を受けている方
- パート先で受けた「健康診断の結果」と「問診票」を共済組合へ提出してください。

被扶養者の方も特定健診を受けましょう

平成29年度の当組合の特定健診の受診率は組合員95%、被扶養者40%、全体で85%となっています。この特定健診の受診率が低い組合には後期高齢者支援金にペナルティ(加算)が課せられることになっており、みなさんに負担いただいている掛金の上昇につながる恐れがあります。

特定健診の実施率を向上させるため、被扶養者の方々には、市町での集団健診、各医療機関で受けられる個別健診、もしくは人間ドックを受けていただき、毎年の健康状態を確認してください。

今がおトク! 人間ドック・脳ドック

第2期データヘルス計画により、令和2年度までの**3年間限定で通常より安く受けられます。**

	日帰りコースの本人負担額	1泊2日コースの本人負担額
平成29年度まで	検査費用の 3割+消費税	検査費用の 3割+消費税 ※(共済組合の助成限度額) ・1泊2日コースは上限4万円 ・PETコースは上限6万円
平成30年度から 令和2年度まで	消費税のみ	検査費用の 1割+消費税 ※(共済組合の助成限度額) ・PETコースは上限7万円

人間ドック・脳ドック 受検の流れ

- ① 実施機関*へ検査日時、注意事項の確認・予約
- ② 「人間ドック検査承認申請書」「脳ドック検査承認申請書」を共済事務担当課へ提出
- ③ 共済組合より「人間ドック利用承認証」「脳ドック利用承認証」の交付
- ④ 人間ドック・脳ドックの検査日に上記交付書類と組合員証(保険証)を実施機関の窓口へ提示
- ⑤ 検査費用を直接窓口で支払う

※実施機関は共済組合HPをご確認ください。 [ホーム](#) ▶ [特健特保・助成・検診](#) ● [人間ドック・脳ドック](#)

ぜひ、この機会に人間ドック・脳ドックを受けて、ご自身の健康管理にお役立てください